

毛呂山町建設工事請負一般競争入札（事後審査型）実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により、毛呂山町が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札において、入札参加資格の審査を入札執行後に行う方式（以下「事後審査型入札」（電子入札システムにおける呼称は「ダイレクト入札」という。）を公正かつ円滑に執行するため、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第2条 事後審査型入札の対象とする工事は、一般競争入札に付する工事で、入札参加資格の審査を入札執行後に行う工事として町長が指定したものとする。

（参加資格）

第3条 入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、町長が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。
- (3) 毛呂山町建設工事等競争入札参加者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、対象工事に対応する業種で登載されている者であること。
- (4) 公告日から落札決定までの期間に、毛呂山町建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成22年毛呂山町告示第117号。以下「指名停止措置要綱」という。）に基づく指名停止措置又は毛呂山町の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成22年毛呂山町告示第98号。以下「暴力団排除措置要綱」という。）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- (5) 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務

省・経済産業省令第2号)第13条第1項第1号に掲げる電子証明書を
取得し、電子入札システムを利用するための利用者登録が完了している
者であること。

(6) 毛呂山町議会議員政治倫理条例(平成26年毛呂山町条例第23号)第5
条の規定による辞退届を提出していない者であること。

2 前項に定めるもののほか、必要があるときは、次の各号に定める事項に係
る参加資格を定めることができるものとする。

(1) 対象工事に対応する業種の発注標準額の業者区分

(2) 対象工事に対応する業種の経営事項審査の総合評定値

(3) 対象工事に対応する業種の資格者名簿における資格審査数値

(4) 建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく許可を受けた営業所の
所在地

(5) 一定基準を満たす同種・類似工事の施工実績

(6) 当該工事に配置予定の技術者

(7) その他町長が必要と認める事項

(公告内容等の決定)

第4条 町長は、毛呂山町建設工事等請負業者資格審査会に諮り、前条に定め
る参加資格のほか公告の内容等を決定するものとする。

(入札の公告)

第5条 公告は、毛呂山町公告式条例(昭和30年毛呂山町条例第1号)の規
定により行うほか、電子入札システム又は毛呂山町ホームページにより掲示
して行うものとする。

(設計図書等)

第6条 入札に参加するために必要となる設計図面、仕様書、特記仕様書及び
その他入札金額の見積に必要な図書(以下「設計図書等」という。)は、電
子入札システム又は毛呂山町ホームページに掲載するほか、公告に定める場
所で閲覧することができるものとする。

2 入札参加希望者からの質問及びその回答は、電子入札システム又は毛呂山
町ホームページにより入札参加希望者に周知するものとする。

(現場説明)

第7条 現場説明会は、原則として開催しないものとする。

(入札参加)

第8条 入札参加希望者は、電子入札システムにおいて当該入札案件に対し「競争参加資格確認申請書」を提出することにより、入札参加の意思を表示するものとする。

2 前項の競争参加資格確認申請書を提出し、電子入札システムにおいて自動発行される競争参加資格確認申請書受付票を確認した者は、入札に参加することができる。

(入札保証金)

第9条 入札保証金の納付は免除するものとする。

(入札金額見積内訳書)

第10条 町長は、必要と認めるときは入札者から、入札時に入札金額見積内訳書の提出を求めることができる。

(入札の執行)

第11条 入札に参加する者の数が1人の場合であっても、入札を執行するものとする。

2 再度入札の執行回数は1回とする。ただし、予定価格を入札前に公表した案件については、再度入札は行わない。

(不調時の取扱い)

第12条 入札の結果、予定価格の100/110の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内の価格の入札がないとき（最低制限価格を設けた場合にあっては入札書比較価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格の100/110以上の価格の入札がないとき）は、日時を改めて一般競争入札に付するものとする。ただし、一般競争入札に付することができないときは、随意契約とすることができる。

2 前項による随意契約は、当該入札参加者の中から希望するものにその旨を告知して行うものとする。

(入札の辞退)

第13条 入札の辞退は、毛呂山町電子入札運用基準に基づき取り扱うものとする。

2 前項により入札を辞退した者について、これを理由として以後の入札参加等について、不利益な取扱いを行わない。

(入札書の書換え等の禁止)

第14条 入札参加者がいったん提出した入札書及び入札金額見積内訳書の書換え、引換え又は撤回はできない。

(入札の取りやめ等)

第15条 町長は、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を延期し、又は落札者の決定を保留し、入札を取りやめることができる。

2 天災、地変その他やむを得ない事由により入札の執行が困難なときは、その執行を延期し、又は取りやめることができる。

(入札の無効)

第16条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を満たしていない者がした入札
- (2) 参加資格審査のために町長が行う指示に従わない落札候補者のした入札
- (3) 電子証明書を不正に使用した者がした入札
- (4) 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
- (5) 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
- (6) 明らかに連合と認められる入札
- (7) 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札
- (8) 入札後に辞退を申出て、その申出が入札執行者に受理された者がした入札
- (9) やむを得ず書面により入札書を提出する入札とした場合で、次に掲げる入札をした者がした入札
 - ア 入札者の記名押印のない入札又は押印された印影が明らかでない入札
 - イ 金額を訂正した入札
 - ウ 金額以外の記載事項を訂正した場合において、その訂正の押印のない入札
 - エ 記載すべき事項の記入のない入札又は記入した事項が明らかでない入

札

オ 同一の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者がした入札

カ 同一の入札に対して2以上の意思表示をした入札

(10) 前各号に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札

(落札候補者の決定)

第17条 入札書比較価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者（最低制限価格を設けた場合にあっては、入札書比較価格の範囲内で、最低制限価格の100/110以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をしたもの）を落札候補者とする。ただし、総合評価方式を適用した場合は、「埼玉県総合評価方式活用ガイドライン」の規定による。

(くじによる落札候補者の決定)

第18条 落札候補者とすべき価格と同額の入札をした者が2者以上いるときは、電子入札システムの電子くじにより、落札候補者を決定する。ただし、総合評価方式を適用した場合は、「埼玉県総合評価方式活用ガイドライン」の規定による。

(落札決定の保留)

第19条 町長は、落札候補者の入札参加資格を審査するため、落札決定を保留する。

(参加資格の審査に必要な書類の提出)

第20条 町長は、前条の規定により落札決定が保留された落札候補者となった者に対し、速やかにファクシミリ及び電話により連絡し、次項に定める書類の提出を求めるものとする。

2 落札候補者は、参加資格の有無及び契約保証金の取扱いを確認するため、制限付一般競争入札（事後審査型）参加資格確認申請書（添付書類を含む。以下「確認申請書」という。）及び特定建設工事共同企業体にあっては特定建設工事共同企業体協定書（別途指定）を、町長に提出しなければならない。

3 前項の書類は、第1項の提出を指示した日の翌日から起算して原則として2日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178

号)に規定する休日、1月2日、1月3日又は12月29日から12月31日までの日(以下「休日」という。)を除く。)以内に持参により提出しなければならないものとする。

4 落札候補者が前項の規定による提出期限内に確認申請書を提出しないとき又は参加資格の審査のために町長が行う指示に従わないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。

5 前項の場合において、当該落札候補者の行為が悪質であると町長が認めるときは、指名停止措置要綱による措置を講ずるものとする。

(参加資格の審査)

第21条 町長は、入札参加資格要件に基づき、落札候補者が当該要件を満たしているか否かの審査を行い、審査の結果、当該落札候補者が参加資格を満たしていない場合にはその者がした入札を無効とし、あらためて第17条から前条までの規定に基づき落札候補者を決定し、審査を行う。以下、落札候補者が入札参加資格を満たすことを確認できるまで同様に審査を行うものとする。

2 前項の審査は、入札書、入札金額見積内訳書、確認申請書等により行うものとする。

3 参加資格の審査は前条第3項に規定する確認申請書の提出期限の翌日から起算して原則として3日(休日を除く。)以内に行わなければならない。ただし、参加資格の審査に疑義が生じた場合はこの限りでない。

4 参加資格の審査は、入札参加資格審査結果調書により取りまとめ、確認申請書とともに保存するものとする。

(落札者の決定又は入札参加資格不適格の決定)

第22条 町長は、前条の審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認された落札候補者を落札者と決定し、電子入札システムにより入札参加者に通知するものとする。

2 町長は、落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して入札参加資格不適格通知書により通知するものとする。

3 落札決定までに、落札候補者が公告に示すいずれかの入札参加資格要件を

満たさなくなったときは、当該落札候補者は入札参加資格を満たさないものとする。

（入札参加資格を満たさないと認めた者に対する理由の説明）

第 23 条 入札参加資格不適格通知書を受理した者が、入札参加資格を満たさないとされたことに不服があるときは、前条第 2 項の通知の日の翌日から起算して原則として 5 日（休日を除く。）以内に、町長に対して入札参加資格を満たさないとされた理由を求めることができる。

2 入札参加資格を満たさないとされた者が前項の説明を求めるときは、書面を持参又は郵送することにより行うものとする。

3 町長は、第 1 項の説明を求められたときは、当該書面を受理した日の翌日から起算して原則として 5 日（休日を除く。）以内に、書面により回答するものとする。

4 第 1 項及び第 2 項の手続きは、第 22 条第 1 項の事務の執行を妨げないものとする。

（契約保証金）

第 24 条 契約保証金の納付及び減免については、毛呂山町契約規則（平成 25 年毛呂山町規則第 9 号）第 30 条及び第 31 条並びに毛呂山町建設工事請負契約約款（平成 9 年毛呂山町告示第 44 号）第 4 条の規定に基づくものとする。

2 契約保証金は、契約上の義務の履行後、請求書に基づき、これを還付するものとする。

3 契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その者に係る契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 2 項の規定により還付しないものとする。

（契約の確定）

第 25 条 契約は、町長と落札者が契約書に記名、押印したときに確定する。
ただし、次条に該当する場合はこの限りでない。

（議会の議決を要する契約）

第 26 条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年毛呂山町条例第 1 号）の定めるところにより、議会の議決に付

さなければならない契約については、議会の議決を得たときに本契約が成立する旨を記載した仮契約書を締結するものとする。

- 2 前項の場合、議会で否決された場合において生じた損額は、町又は落札者の双方とも一切請求することができない。

(その他)

第27条 この要領に定めがない事項は、毛呂山町電子入札運用基準並びに一般競争入札及び指名競争入札に関する諸規程等の例によるものとする。

附 則

この要領は、平成24年4月1日以降に公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成25年12月1日以降に公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日以降に公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成29年10月1日以降に公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日以降に公告を行うものから適用する。